

個人情報保護制度等の見直しに向けた考え方について

検討課題

令和4年度 墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会資料

新施行条例の検討課題①: 条例要配慮個人情報の規定

関係規定	現行条例	改正法
新施行条例への規定について国の説明	—	第60条第5項 人種、信条、病歴、犯歴等の情報
検討課題	条例規定の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・現行条例で収集禁止事項としていた個人情報とは別に、改正法第2条第3項に規定する要配慮個人情報に含まれる。 ・条例要配慮個人情報として国が想定している情報はない。また、規定しても法に基づくルール※を超えて取得や提供等に関して本区独自のルールを設けることは認められていない。
区の考え方(案)	<ul style="list-style-type: none"> ・条例要配慮個人情報は規定しない。 ・現時点において、近隣各区で条例要配慮個人情報を規定する予定の自治体はないと聞いているが、他区の制定状況を注視していく。 	

※(1) 個人情報ファイルの記録情報に条例要配慮個人情報が含まれるときは個人情報ファイル簿に記載(法第75条第1項及び第4項)
 (2) 条例要配慮個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、個人情報保護委員会に報告(法第68条第1項及び規則第43条第5号)

新施行条例の検討課題②: 個人情報ファイルの事前の届出

関係規定	現行条例	改正法
	第9条	第74条、第75条
新施行条例への規定について国の説明	<p>個人情報ファイルの作成に当たり、地方公共団体の内部管理として、地方公共団体内部において事前通知を求める制度を法施行条例で定めることは妨げられない。</p>	
検討課題	<p>条例規定の必要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・改正法第74条で国の行政機関(会計検査院を除く。)は個人情報ファイルを保有しようとするときは、個人情報保護委員会に事前通知しなければならないとされている。地方公共団体は個人情報ファイル簿の作成及び公表の義務はあるが、個人情報保護委員会への事前通知の規定の適用はない。 ・現行条例では、個人情報ファイルを保有するときは、あらかじめ規定事項を個人情報ファイル簿に登録しなければならないとされており、事後登録は緊急やむを得ないときとされている。
区のお考え(案)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報ファイルを保有するときは、個人情報保護制度所管課(総務課)にあらかじめ届け出て、個人情報ファイル簿に登録する手続を規定する。 	

新施行条例の検討課題③: 利用目的以外の目的のための利用又は提供に係る手続に関する規定

関係規定	現行条例	改正法
	第15条、第16条	第69条第1項及び第2項
新施行条例への規定について国の説明	単なる内部の手続に関する規律にすぎない事項その他の個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項については、条例で定めることが許容される。	
検討課題	条例規定の必要性	<ul style="list-style-type: none"> 改正法では、個人情報の取得、利用、提供について、典型的に審議会に諮るような規定は定めてはならないとされているが、目的外利用又は外部提供を行ったことを記録する規定は、条例に定めても差し支えないのではないか。 (→運営審議会の所掌事項の変更については参考資料1 P.18～20参照)
区の考え方(案)	<ul style="list-style-type: none"> 目的外利用又は外部提供をしたときは記録する規定を設ける。 	

新施行条例の検討課題④：自己情報開示請求の不開示情報と情報公開請求の非公開情報との整合を図る規定

関係規定	現行条例	改正法
	第17条第2項、墨田区情報公開条例第6条	第78条
新施行条例への規定について国の説明	<p>改正法第78条第2項で、次のとおり、情報公開条例の規定との整合を図ることを可能としている。</p> <p>①法が定める不開示情報に該当するものであっても、情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものは、不開示情報から除外する。</p> <p>②行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるものは、不開示情報とする。</p>	
検討課題	<p>条例規定の必要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・①に該当するものはない。 ・②について、墨田区情報公開条例では、「法令等の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣、東京都知事その他国若しくは東京都の機関が示す処理基準により、公にすることができないと認められる情報」を非公開情報としており、改正法の不開示情報に定めのない情報である。 <p>このような法令秘情報については、次のスライドのとおり、改正法第78条第1項各号のいずれかに該当するものとの見解が国から示されている。</p>
区の考え方(案)	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開条例の規定との整合を図る規定は設けない。 	

新施行条例の検討課題④(資料:法令秘情報を非開示情報として取り扱うことについて国の見解)

Q5-4-3 他の法令の規定等により、開示することができない情報は、法第78条第1項各号において明示的に不開示情報とはされていないが、このような情報を不開示情報として取り扱うことはできるか。

A5-4-3 法第78条第1項各号の不開示情報は、保護すべき権利利益に着目して分類したものであり、多様な情報に関し、可能な限り明確かつ実質的な判断により開示されるようにするため、不開示により保護しようとしている情報の類型ごとに定性的な支障の有無等を規律しているものです。そのため、他の法令の規定等により開示することができないとされている場合、通常これらの類型に該当するものと考えられますが、当該情報が法第78条第1項各号のいずれに該当するかを実質的に判断する必要があります。

新施行条例の検討課題⑤: 訂正請求及び利用停止請求の対象となる保有個人情報の範囲

関係規定	現行条例		改正法
	第18条、第19条、第20条		第90条、第98条
新施行条例への規定について国の説明	改正法は、対象となる保有個人情報の範囲を明確にし、訂正請求及び利用停止請求の制度の安定的運用を図るため、これらの制度について、開示請求により開示を受けた保有個人情報を対象としている。他方、改正法第108条は、訂正及び利用停止の手續に関する事項について、法の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができることとしているところ、開示を受けていない保有個人情報について訂正請求及び利用停止請求の対象とすることは、これらの請求の前提となる手續に関するものであり、訂正及び利用停止の手續に関する事項に含まれるため、訂正請求や利用停止請求の制度の運用に支障が生じない限りにおいて、そのような法施行条例を規定することは妨げられない。		
検討課題	訂正請求及び利用停止請求の対象となる保有個人情報の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎自治体においては、開示請求によらずに区からの通知により本人が知ることとなる自己情報が多く存在する。既に本人が通知により知り入手している自己情報を、訂正請求や利用停止請求を行うために、改めて開示請求させるのは現実的ではなく理解を得るのは難しい。 	
区の考え方(案)	<ul style="list-style-type: none"> ・訂正請求及び利用停止請求の対象に、本区からの通知により知ることとなった自己情報を追加する規定を設ける。 		

新施行条例の検討課題⑥：開示決定・訂正決定・利用停止決定の期限

関係規定	現行条例	改正法
		第22条
新施行条例への規定について国の説明	<p>条例に規定することにより、決定を行う期限及び延長できる日数を、改正法が定める日数より短い日数とすることができる。</p> <p>決定を行う期限を、改正法が定める日数より短い日数として条例で定めている場合であっても、条例の定めにより延長することができる日数は、30日を超えることができない。</p>	
検討課題	決定期限及び延長できる日数	<ul style="list-style-type: none"> ・訂正請求及び利用停止請求の決定期限(30日以内)及び延長できる日数(30日以内)は、現行条例と改正法で差異はない。 ・開示請求の決定期限は、現行条例では請求日から14日以内であるが、改正法では30日以内である。決定期限を現行条例に合わせて14日以内に短縮する場合は、延長した場合の期限が請求日から14日+30日=44日以内となり、現行条例の60日以内より短くなる。 ・延長する場合の日数を超えて、さらに相当の期間まで延長することができる「特例延長」の規定が新設されたが、これは開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるときに使える規定である。
区の方針(案)	<p>・開示請求に対し延長決定した場合の決定期限が短くなるが、これまでの実績も踏まえ、条例で日数の短縮を行い、現行どおり原則14日以内を決定期限とする。開示請求に係る保有個人情報著しく大量であり、44日以内に決定をすることが困難な場合は、特例延長の規定を適用する。</p>	

新施行条例の検討課題⑥(資料:現行条例と改正法の決定期限の比較)

		現行条例	改正法	
			法に合わせる場合	開示請求の決定期限を 条例で短縮する場合
開示請求	原則	請求日から14日以内	請求日から30日以内	請求日から14日以内
	延長	請求日から60日以内	30日以内に限り延長 (請求日から60日以内)	30日以内に限り延長 (請求日から44日以内)
	特例延長	-	請求日から相当の期間	
訂正請求	原則	請求日から30日以内	請求日から30日以内	
	延長	請求日から60日以内	30日以内に限り延長 (請求日から60日以内)	
	特例延長	-	請求日から相当の期間	
利用停止請求	原則	請求日から30日以内	請求日から30日以内	
	延長	請求日から60日以内	30日以内に限り延長 (請求日から60日以内)	
	特例延長	-	請求日から相当の期間	

備考:期間計算は初日不算入

新施行条例の検討課題⑦: 自己情報開示請求に係る手数料の額

関係規定	現行条例		改正法
	第27条、平成21年墨田区告示第346号		第89条
新施行条例への規定について国の説明	<p>改正法第89条第2項で、地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費※の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないと規定されている。</p> <p>実費の範囲内であれば、算定方法を工夫した適当な額とすること(例えば、従量制とすること。)や、手数料を徴収しないこととすることも可能である。</p> <p>※「実費」の内容としては、開示決定等の通知書の発出、請求者に交付する写しの作成等開示請求の処理及び開示の実施のための事務における人件費、光熱費、消耗品費、送付に要する費用等の費用が含まれる。</p>		
検討課題	手数料の額	<ul style="list-style-type: none"> ・現行条例では、開示請求に係る手数料は定めておらず、開示の方法が閲覧又は視聴の場合は費用を無料とし、写しの交付の場合は実費負担としている(費用の額は次のスライド参照)。 ・国の行政機関は、従量制ではなく、保有個人情報記録されている行政文書1件につき、オンラインによる請求の場合は200円、それ以外の場合は300円を開示請求に係る手数料としている。 	
区のお考え(案)	<ul style="list-style-type: none"> ・現行のサービスを維持するため、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 請求に係る手数料は無料とする。 (2) 開示に要する費用(写しの交付・写しの送付に要する費用)は、開示を受ける者の負担とする。(開示の方法が閲覧又は視聴の場合は、無料とする。) ・光ディスク(CD-R等)による写しの交付希望に対応するため、光ディスクによる交付の費用を1枚につき100円と新たに定める。 		

新施行条例の検討課題⑦(資料:現行の実費負担の額)

区政情報の写しの作成に要する費用等について(平成21年墨田区告示第346号)

区分		費用の額	
写しの作成に要する費用	文書、図画若しくは写真を複写機により複写したもの又はフィルム若しくは電磁的記録を印刷物として出力したものの写し	白黒 A4・B4・A3 1枚につき 10円	
		カラー	A4・B4 1枚につき 50円
			A3 1枚につき 80円
	外部委託により作成した写しの作成に要する費用	実費相当額	
写しの送付に要する費用		郵送料相当額	

備考

- 1 用紙の両面に印刷したものは、片面を1枚として算出する。

新施行条例の検討課題⑧:運用状況の公表

関係規定	現行条例	改正法
	第29条	第165条
新施行条例への規定について国の説明	個人情報保護委員会は、各行政機関の長等から、法の施行の状況についての報告を求めることができ、毎年度、当該報告を取りまとめて概要を公表する。	
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> 運用状況の独自公表 運用状況の項目 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護委員会に施行状況を報告するとともに、現行どおり区のホームページでも運用状況の公表を義務付ける規定を設けるかどうか。 運用状況の取りまとめ内容について、個人情報保護委員会に報告する内容に合わせて見直しを行う。
区の考え方(案)	<ul style="list-style-type: none"> 本区でも運用状況の公表を義務付ける規定を設ける。 個人情報保護委員会に報告する内容は、同様に運用状況において公表する。 個人情報ファイル簿を別途公表することになるので、現在運用状況に含めて公表している「電子計算組織を使用している個人情報ファイルの一覧」の作成は行わない。 オンライン結合については、これを制限する規定が改正法にないため、現在運用状況に含めて公表している「オンライン結合の実施状況報告」の作成は行わない。 	

新施行条例の検討課題⑧(資料:運用状況の内容の比較)

現在の運用状況の内容

- 1 個人情報ファイルの数(内訳として指定管理者が管理するファイルの数及び個人番号を含むファイル数あり)
- 2 目的外利用の件数、主な内容
- 3 外部提供の件数、主な内容
- 4 自己情報開示請求等の請求件数、決定状況、請求内容、不開示等部分及び不開示等の理由
- 5 電子計算組織を使用している個人情報ファイルのファイル名、担当課及び利用目的
- 6 苦情の申出処理状況
- 7 非開示決定等に対する審査請求の状況(審査請求件数、諮問件数、答申件数)
- 8 オンライン結合の実施状況
- 9 個人情報取扱業務の外部委託の年間件数及び各委託業務の概要
- 10 出資法人等における開示請求等の件数及び苦情の申出処理状況

個人情報保護委員会が検討している調査内容

- 1 個人情報ファイルの保有状況(要配慮個人情報を含むファイルの数も調査項目)
- 2 特定個人情報ファイルの保有状況(要配慮個人情報を含むファイルの数も調査項目)
- 3 個人情報ファイルの業務委託状況
- 4 目的外利用・提供の状況
- 5 外国にある第三者への提供状況
- 6 仮名加工情報データベース等の保有状況
- 7 行政機関等匿名加工情報ファイルの保有状況
- 8 匿名加工情報データベース等の保有状況
- 9 開示請求の状況(請求件数、開示決定等の内訳、審査請求の理由、裁決の内訳等)
- 10 訂正請求の状況(請求件数、訂正決定等の内訳、審査請求の理由、裁決の内訳等)
- 11 利用停止等請求の状況(請求件数、利用決定等の内訳、審査請求の理由、裁決の内訳等)
- 12 開示請求等に関する訴訟の状況
- 13 漏えい等事案の状況
- 14 漏えい等事案に関する訴訟の状況

(出典:第206回 個人情報保護委員会 資料3)

新施行条例の検討課題⑨: 指定管理者への保有個人データの提供の求め

関係規定	現行条例	改正法
新施行条例への規定について国の説明	—	—
検討課題	条例規定の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の保有・管理主体となる個人情報、改正法第4章の規定に基づいて指定管理者に保有個人データの開示請求を行う必要があるが、区民が区の窓口で開示請求を希望することが想定される。そのような場合で、区が開示請求に係る個人情報を保有していないときは、指定管理者から対象となる保有個人データを区に提供してもらい、区で対応できると区民の利便性が高い。 ・開示請求だけでなく、個人情報の取扱いについて確認する必要がある場合等に必要な範囲で保有個人データの提供を受けられると、指定業務の監視に資する。
区の考え方(案)	<ul style="list-style-type: none"> ・開示請求(指定管理者が行う公の施設の管理業務に係るものに限る。)に応じるときその他指定管理者の個人情報の取扱いについて確認する必要があると認めるときは、区は、指定管理者が保有する個人データの全部又は一部の提供を求めることができる規定を設ける。 	

新施行条例の検討課題⑩: 行政機関等匿名加工情報の提供

関係規定	現行条例		改正法
	—		第60条第3項(定義)、第111条(提案の募集)、第119条第4項(手数料)、附則第7条(経過措置)
新施行条例への規定について国の説明	<p>・都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人については、行政機関等匿名加工情報※の提案の募集は、当分の間、任意である。</p> <p>※ 「行政機関等匿名加工情報」…個人の権利利益の保護に支障がない範囲で行政機関等の個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部を加工して得られる匿名加工情報 「匿名加工情報」…特定の個人を識別できないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたもの</p>		
検討課題	提案募集制度導入の時期	<p>・他の地方自治体等において、現行制度における行政機関等非識別加工情報の提供実績はわずかしかなく、匿名加工情報の作成に係る需要が見通せない。(行政機関等非識別加工情報の規定を現行条例に設けた地方自治体は、都道府県2団体、市区町村6団体。提供実績は、独立行政法人1件、市区町村1件)</p> <p>・提案審査や作成のノウハウを国や他の地方自治体から学ぶことができない。</p>	
区の考え方(案)	<p>・経過措置の間は、都道府県及び政令指定都市での実績を注視し、実績が蓄積されてから導入に向けた検討を行う。</p> <p>・よって、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料の規定は設けない。</p> <p>・現時点において、近隣各区で導入する予定の自治体はないと聞いている。</p>		